

和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会会費規程

第1条 和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会規約（以下「規約」という。）第7条第2項による会費に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会（以下「協議会」という。）の会費は年会費とし、その区分及び額は別表「和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会会費区分」による。

- 2 協議会会長（以下「会長」という。）は、会費について、協議会会員（以下「会員」という。）の事業規模、事業形態、負担能力等を勘案し、別に定めることができる。
- 3 会員は、規約で定められた会費を、協議会から送付された請求書に記載された納付先、納付期限に従い納入しなければならない。

第3条 会費の内訳は次の各号に掲げる内容のとおりとする。

- (1) 和歌山県森林クラウドシステム利用規程第4条に規定するサービス提供事業者（以下「サービス提供事業者」という。）からのシステム利用及びシステム利用に伴うサービスの享受（以下「サービス等」という。）に係る業務委託契約に要する負担金
- (2) 協議会運営に係る負担金

第4条 前条第1号に規定する委託契約に基づきサービス提供事業者が実施する業務は、次の各号に掲げる内容のとおりとする。

- (1) 森林クラウドシステム（以下「システム」という。）の運用支援
 - (2) システムのリモート保守対応
 - (3) 定期点検
 - (4) 障害復旧対応
 - (5) セキュリティ対策
 - (6) データセンター監視（24時間365日）
 - (7) ヘルプデスクサービス
 - (8) 操作研修会の開催（年2回程度）
- 2 システムの年間保守管理には、システム搭載情報の新規整備費用は含まれない。会員が管理権限を有する情報は、システムのデータ管理機能を利用し、自らが加除、更新作業を実施するか、又は個々に委託契約を締結し整備を行うこと。

第5条 第3条第2号に規定する協議会の運営に係る経費は、次の各号に掲げる内容のとおりとする

- (1) 旅費
事業実施の打合せや先進地域への視察等に必要な旅費
- (2) 需用費
消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷費
- (3) 役務費
通信運搬費、手数料
- (4) 使用料及び賃借料
会議室、会議室備品の使用料及び賃借料
- (5) 備品購入費
協議会運営に必要な備品、資機材の購入費
- (6) 交際費
専門家や学識経験者等に講師を依頼した際の謝金

- (7) 租税公課
収入印紙代

第6条 会員は、協議会の請求に基づき、速やかに会費を納入しなければならない。

附 則

この規程は、令和5年8月10日から施行する。

(別表)

和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会会費区分（令和5年度分より適用）

1. 和歌山県内市町村

管内森林 面積規模	市町村	合計 (円/年)	規程第3条第1項に 係る負担金 (円/年)	
			規程第3条第1項に 係る負担金 (円/年)	規程第3条第2項に 係る負担金 (円/年)
5万ha以上	田辺市	400,000	399,000	1,000
1万ha以上 5万ha未満	紀の川市	250,000	249,000	1,000
	高野町	250,000	249,000	1,000
	有田川町	250,000	249,000	1,000
	日高川町	250,000	249,000	1,000
	白浜町	250,000	249,000	1,000
	新宮市	250,000	249,000	1,000
	古座川町	250,000	249,000	1,000
	那智勝浦町	250,000	249,000	1,000
	串本町	250,000	249,000	1,000
	すさみ町	250,000	249,000	1,000
5千ha以上 1万ha未満	和歌山市	200,000	199,000	1,000
	紀美野町	200,000	199,000	1,000
	橋本市	200,000	199,000	1,000
	かつらぎ町	200,000	199,000	1,000
	印南町	200,000	199,000	1,000
	みなべ町	200,000	199,000	1,000
1千ha以上 5千ha未満	海南市	100,000	99,000	1,000
	岩出市	100,000	99,000	1,000
	九度山町	100,000	99,000	1,000
	広川町	100,000	99,000	1,000
	御坊市	100,000	99,000	1,000
	日高町	100,000	99,000	1,000
	由良町	100,000	99,000	1,000
	上富田町	100,000	99,000	1,000
	北山村	100,000	99,000	1,000
1千ha未満	美浜町	50,000	49,000	1,000
	湯浅町	50,000	49,000	1,000
	有田市	50,000	49,000	1,000
	太地町	50,000	49,000	1,000
合計		5,200,000	5,170,000	30,000

2. 和歌山県木材業者等の登録に関する条例（平成5年3月30日条例第8号）第5条第2項に規定する登録証の交付を受けている者のうち、業務の態様が「木材」である者

合計 (円/年)	規程第3条第1項に係る負担金 (円/年)	規程第3条第2項に係る負担金 (円/年)
10,000	9,000	1,000

3. 和歌山県木材業者等の登録に関する条例（平成5年3月30日条例第8号）第5条第2項に規定する登録証の交付を受けている者のうち、業務の態様が「製材」又は「チップ」である者

合計 (円/年)	規程第3条第1項に係る負担金 (円/年)	規程第3条第2項に係る負担金 (円/年)
5,000	4,000	1,000

4. 和歌山県木炭協同組合の組合員

合計 (円/年)	規程第3条第1項に係る負担金 (円/年)	規程第3条第2項に係る負担金 (円/年)
10,000	9,000	1,000

5. 和歌山県で生産された木材を取扱う原木市場

合計 (円/年)	規程第3条第1項に係る負担金 (円/年)	規程第3条第2項に係る負担金 (円/年)
10,000	9,000	1,000

6. その他、県内の森林において木材生産、造林、育林等を実施する林業事業者及び団体

合計 (円/年)	規程第3条第1項に係る負担金 (円/年)	規程第3条第2項に係る負担金 (円/年)
10,000	9,000	1,000